発議案第2号

天理市議会委員会条例の一部改正について

標記の件につき、別紙のとおり地方自治法第112条及び天理市議会会議規則 第14条第1項の規定により提出する。

平成30年6月22日提出

天理市議会議員	飯	田	和	男
II.	内	田	智	之
II.	市	本	貴	志
II.	中	西	<u> </u>	喜
II.	石	津	雅	恵
IJ	鳥	Щ	淳	_

天理市議会委員会条例の一部を改正する条例

天理市議会委員会条例(昭和32年3月天理市条例第1号)の一部を次のよう に改正する。

第2条第1項中「それぞれ」を「少なくとも」に改める。

附則

この条例は、次の一般選挙により選挙される天理市議会議員の任期が始まる日から施行する。